

北朝鮮のミサイル発射に対し厳重に抗議する決議

平成18年7月5日、北朝鮮が弾道ミサイル・テポドン2号を含む7発のミサイルを発射した。

いずれも日本海に落下したが、我が国を含む関係各国による事前の警告を無視して、北朝鮮がミサイル発射を強行したことは、我が国の安全保障や国際社会の平和と安定を脅かす重大な問題であり、拉致問題を抱える我が国にとって断じて許しがたいことである。

北朝鮮は、ミサイル発射を「自主権の問題」と強弁しているが、国際社会への脅威を「自主権」というのは、国際社会に対するあきらかな挑戦であり、厳しく糾弾されるべきものである。

よって江戸川区議会は、日本国政府に対し、万景峰号の入港禁止はもとより、外国為替及び外国貿易法に基づく送金停止などを含むあらゆる経済制裁措置の実施、国連安全保障理事会での非難決議の採択など厳しく対処することを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成18年7月7日

江戸川区議会